

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

1) 名称：北九州芸術劇場

所在地：小倉北区室町一丁目1番1号（リバーウォーク北九州内）

施設内容：①施設概要

大ホール、中劇場、小劇場、芸術文化情報センター（市民ギャラリー、Q-station【アートライブラリー、チケット&アートスペース】）、ホワイエ、楽屋、創造工房、託児所等

②事業内容

演劇を主とした舞台芸術の制作及び公演、当該舞台芸術を担う人材の育成等を行うとともに、市民自らが演劇、音楽等の活動をする場を提供することにより、優れた文化芸術を市民が享受する機会の拡大及び新たな文化芸術の創造に資する。

2) 名称：北九州市立響ホール

所在地：八幡東区平野一丁目1番1号（国際村交流センター内）

施設内容：①施設概要

大ホール、リハーサル室、練習室（2室）、研修室等

②事業内容

音楽を主とした公演、音楽を担う人材の育成等を行うとともに、市民自らが音楽等の活動をする場を提供することにより、優れた文化芸術を市民が享受する機会の拡大及び新たな文化芸術の創造に資する。

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：公益財団法人 北九州市芸術文化振興財団

所在地：小倉北区室町一丁目1番1号（リバーウォーク北九州内）

主な業務内容：芸術文化の振興に関する事業

芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する事業

北九州市から受託した芸術文化事業など

2 指定の経緯

- 令和6年 5月27日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）
令和6年 9月 2日 申請受付開始
令和6年 9月20日 申請締め切り
令和6年10月 4日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
令和6年11月 指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員（五十音順）

- ・ [利用者] 井上 美奈子（NPO法人北九州子ども劇場事務局長）
- ・ [利用者] 井端 豊実（九州吹奏楽連盟理事長）
- ・ [公認会計士] 小竹 エリナ（小竹エリナ公認会計士事務所公認会計士）
- ・ [学識経験者] 小林 文子（福岡県公立文化施設協議会会長）
- ・ [利用者] 和田 正人（北九州文化連盟専務理事）

5 条件付き公募方式採用について

(1) 条件付き公募とする理由

市は、民間事業者に委ねることが適さない施設であるか、また、市が直接担うよりも効果的、効率的な管理運営が可能であるかといった視点で検討した結果、北九州芸術劇場及び北九州市立響ホールの指定管理者選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有

(3) 検討会における主な意見

- ・ 財団が運営を継続し、ソフト面とハード面を一体化した運営、また充実した

- スタッフの育成を今後も目指してもらいたい。
- ・現在、芸術劇場・響ホールともに財団による充実したコンセプトを掲げた事業展開が行われている。北九州市民の文化の拠点としての視点をもって、さらなる発展を遂げてほしい。
 - ・両ホールともに稼働率、収入状況も問題なく、アンケート結果も評価できるものである。
 - ・両施設が市の文化振興施策と密接に結びついている。
 - ・劇場や音楽ホールは、長期的な視点での専門人材育成やノウハウ蓄積が必要。
 - ・地元文化団体等との信頼関係の構築が必要。
 - ・決算等についても、コロナ渦を超え、以前の水準に戻ることを期待している。また、定期的な自主事業が今より増えることを期待している。

以上の構成員の意見を踏まえ、意見交換を行い、当検討会として「条件付公募が妥当」という結論になった。

6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
	④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。

	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
	【効率性】
	(3) 指定管理料及び収入
	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
	② 収入が最大限確保される提案であるか。
	③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
	② 経費の配分は適切であるか。
	③ 積算根拠は明確であるか。
	④ 再委託が適切な水準で行われているか。
	【適正性】
	(5) 管理運営体制など
	① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
	② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
	③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
	④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
	⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
	① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
	② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
	③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
	④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
	⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
	(7) 社会貢献・地域貢献
	① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
	② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
	③ SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
	④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
	⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。

7 審査結果

(1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員				
		A	B	C	D	E
	1 指定管理者としての適性					

北九州市芸術文化振興財団	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	適	適	適	適	適	
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤						
	(3) 実績や経験など						
	2 管理運営計画の適確性						
	【有効性】						
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適	適	
	(2) 利用者の満足度						
	【効率性】						
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適	適	
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性						
	【適正性】						
	(5) 管理運営体制など	適	適	適	適	適	
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など						
	(7) 社会貢献・地域貢献						

(2) 検討会における主な意見

- ・理念や基本方針は施設の設置目的に十分合致しており、それに向けた努力が感じられる。
- ・スタッフは大変高いプロ意識を持ってやっており、そのことが高い満足度に繋がっていると思うので、これからもその水準の維持を大切にしてもらいたい。
- ・それぞれの施設の特性を活かした運営、自主事業を展開しており、多世代にわたるアプローチを実施していることも評価できる。
- ・両施設とも利用者とのコミュニケーションをしっかりと取っていることで高い満足度に繋がっている。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、公益財団法人 北九州市芸術文化振興財団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・北九州芸術劇場及び響ホールの設置目的及び市の施策について熟知しており、文化振興の担い手としての役割意識も高く、市と一体となり文化振興を担う責任感や意欲が強く感じられる。また、基本理念や基本方針、コンセプトにおいて多角的な事業展開を見据えており、今後の発展に大いに期待できる。
- ・専門性の高い職員が配置され、プロ意識が高く、利用者満足度も高い。
- ・自主事業については、収入を最大限確保する施策の一つとして、多様なジャ

ンルで、幅広い年齢層に向けた魅力的で質の高い公演を招聘、創作し、充実したラインナップをバランスよく構成し、チケット収入等を確保することを掲げており財政基盤の強化が図られている。

- ・危機管理体制について、特に複合施設で規模の大きな 芸術劇場では危機管理リーダーを中心とする体制が確立されているとともに、公演が夜間に及ぶ場合にも、救急車要請や火災・災害などの有事に備え、危機管理リーダーと対応・対処にあたる職員を事務所に配置している。また、響ホールについては、消防署と連携し避難訓練コンサートを実施する等、危機管理に対する取り組みの強化が図られている。

9 提案額

(1) 北九州芸術劇場

令和 7年度 1, 000, 329千円

令和 8年度 1, 000, 329千円

令和 9年度 1, 000, 329千円

(2) 北九州市立響ホール

令和 7年度 231, 050千円

令和 8年度 231, 050千円

令和 9年度 231, 050千円